

# 福井県農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する基本方針

福井県

農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律(平成 26 年法律第 78 号。以下「法」という。)第 5 条第 1 項の規定に基づき、農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する基本方針として、本基本方針を定める。

## 第 1 農業の有する多面的機能の発揮の促進の目標

### 1 農業の概況と目指すべき方向

#### (1) 農業の概況

本県は、本州日本海側のほぼ中央に位置し、北東は石川県に接し、南東は岐阜県、南西は滋賀県・京都府に連なり、北西は日本海に面している。

本県における農業は、夏季の高温多湿と冬の積雪と日照不足等日本海側特有の気候と重粘な湿田が多い土壌条件で、水稻に大麦・大豆・そばを組み合わせた土地利用型水田農業を中心に展開している。

また、認定農業者や集落営農組織等意欲ある農業者に対し、農地の利用集積や農作業受委託を推進するとともに、大区画ほ場の整備や給排水対策、共同乾燥調製施設等の効率的な農業生産の基盤を整備し、規模拡大と生産性の向上を図ってきた。さらに、本県の豊かな自然環境の保全を図るため、環境保全をより重視した農業生産活動を推進してきた。

中山間地域では、特に高齢化が進行するなか、小区画農地における農作業委託等による農地維持や、都市住民との交流を行うなど、耕作放棄地の発生を防止し、農業生産活動に取り組んできた。

なお、県内の各地域の概況は、以下のとおりである。

#### 【福井・坂井地域】

- ・福井平野を中心とした平坦な地域では、大区画ほ場での大型機械を活用した水稻の省力栽培が行われている。また、坂井北部丘陵地や三里浜砂丘地、福井市近郊地域は、本県を代表する園芸の集積地である。

#### 【奥越地域】

- ・大野盆地、勝山盆地を中心に、九頭竜川の清流を活かした良食味で高品質な米の生産や、昼夜の温度差を活かしたサトイモ、色鮮やかなキクの栽培など、消費者が求めるブランド農産物を生産している。また、日本最大規模の水稻種子の生産地であり、良質の種籾を全国に供給している。

#### 【丹南地域】

- ・武生盆地等の平坦な地域では、大区画ほ場での大型機械を活用した水稻の省力栽培が行われている。また、中山間地域においては、特別栽培等による環境にやさしい高付加価値農産物の生産が行われている。

## 【嶺南地域】

- ・敦賀平野、三方平野、小浜平野などを中心に水稻栽培が行われている。また、三方五湖の湖畔は、日本海側最大の梅産地となっている。本地域では、かみなか農楽舎など市町が主体となった新規就農者の育成が行われており、多くの農業者が育っている。

### (2) 目指すべき方向

本県では、平成26年3月に農業・農村の現状とこれらを取り巻く情勢の変化に対応し、競争力のある農産物づくり戦略、儲かる農業経営者の確保・育成戦略、「福井の食」販売拡大戦略、特色ある農業の活性化戦略の4つの戦略からなる「ふくい農業基本計画」を策定したところである。今後は、各地域の特性を活かしながら、本計画に基づき、本県の農業を利益の上がる産業へステップアップさせるとともに、自然環境やふるさと文化を支える基盤を守ることとしている。

## 2 農業の有する多面的機能の発揮の促進の目標

「ふくい農業基本計画」の実現に向け、特色ある農業の活性化戦略および競争力のある農産物づくり戦略のプロジェクトに即し、県内全域を対象として、農業者と地域住民や関係団体との協力体制を整備し、法第3条第3項各号に掲げる事業を推進することにより、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

## 第2 多面的機能発揮促進事業の実施を推進すべき区域の基準

- 1 多面的機能発揮促進事業は、農業の有する多面的機能の発揮を促進するため、農業者団体等が実施し、いわゆる日本型直接支払の対象となる事業である。
- 2 国の基本指針においては、この多面的機能発揮促進事業の実施を推進すべき区域の設定に当たり、各地域の自然的条件や営農の特徴を考慮して、農業者団体等による各種の取組を促進すべき区域を的確に設定することとし、その際には、各市町の実情に応じて、その取組を実施している区域および今後その実施を推進すべき区域を適切に含めるものとするとしている。
- 3 本県においては、以上を踏まえ、いわゆる日本型直接支払の取組をはじめとして、農業者団体等による取組を実施している区域および今後その実施を推進すべき区域が適切に包含され、その取組が効果的に実施されることとなるよう、市町の促進計画において、その区域を設定するものとする。
- 4 法第6条第2項第4号に規定する特に重点的に多面的機能発揮促進事業の実施を推進する区域（以下「重点区域」という。）は、事業の安定的な実施を確保するために農業振興地域の整備に関する法律の特例措置が必要と認められる区域に限って指定を行うこととし、かつ、できるだけ早い段階から市町内の利

害関係者や県との協議・調整を進めることとする。

### **第3 促進計画の作成に関する事項**

#### 1 促進計画の区域について

促進計画の区域は、適当な縮尺の地図上でその範囲が特定できるように設定することとする。

#### 2 促進計画の目標について

法第3条第3項各号の事業の対象とできる農用地域で実施を推進するものとする。また、その目標年次については、必ずしも定める必要はないが、事業計画の期間を踏まえ、少なくとも、今後5年程度を見通した目標として設定することとする。

#### 3 促進計画の区域内でその実施を推進する多面的機能発揮促進事業に関する事項について

法第3条第3項各号の事業のうち、当該市町において実施を推進する区域並びに事業を定めることとする。

#### 4 重点区域の区域

重点区域を定める場合には、適当な縮尺の地図上でその区域が明確となるように設定することとする。

#### 5 促進計画の実施に関し当該市町が必要と認める事項

促進計画の実施に関し、当該市町において必要と認められる事項を定めることとする。

### **第4 その他農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する事項**

#### 1 第三者委員会の設置

本法に基づく事業が計画的かつ効果的に実施されるよう、その点検および効果の評価等を行うための第三者委員会を設置する。

#### 2 推進体制の整備

本法に基づく事業を推進するにあたっては、農業者等の組織する団体に対し、地域環境や営農の状況等に応じたきめ細かい指導・助言等の支援が必要である。このため、県、市町、農業関係団体が共働する推進体制を整備し、農業者等の組織する団体に対し、その支援を行う。

### 3 関係者間における連携の確保

本法に基づく事業の実施にあたっては、県、市町、農業関係団体等の関係者間において情報共有や協議を行い、関係者間の連携に努めるものとする。